

公益財団法人への寄付者の税制優遇について

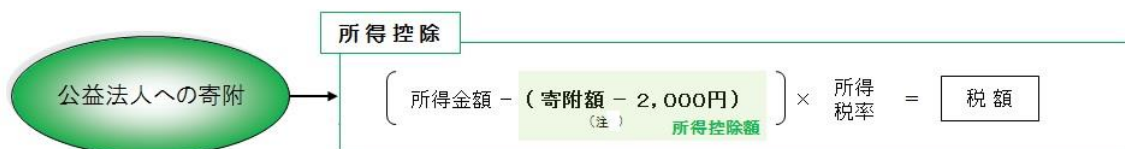
弊財団は、内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定（認定日は平成23年3月22日、法人登記日は同年4月1日）を受けておりますので、弊財団への寄附金には、特定公益増進法人（※）としての税法上の優遇措置が適用されます。

※公益社団法人・公益財団法人はすべて特定公益増進法人と位置づけられています。

① 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

★所得税

所得税について、以下の優遇があります。



(注)・対象となる寄附額の上限は総所得金額の40%等

[根拠条文：[所得税法第78条](#)、[租税特別措置法第41条の18の3](#)]

★個人住民税

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除）。

- ア 都道府県が条例指定…（寄附金額－2,000円）×4%
- イ 市区町村が条例指定…（寄附金額－2,000円）×6%
- ⇒重複指定であれば、（寄附金額－2,000円）×10%

(注)・対象となる寄附額の上限は総所得金額の30%

・条例での指定状況はお住まいの都道府県、市区町村にお問い合わせください。

[根拠条文：[地方税法第37条の2](#)]

★相続税

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

※ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合、また、当該財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、課税対象となります。

[根拠条文：[租税特別措置法第70条](#)]

★みなし譲渡所得課税

みなし譲渡所得課税について、個人が財産を公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、非課税となります。

※ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され、課税対象となります。

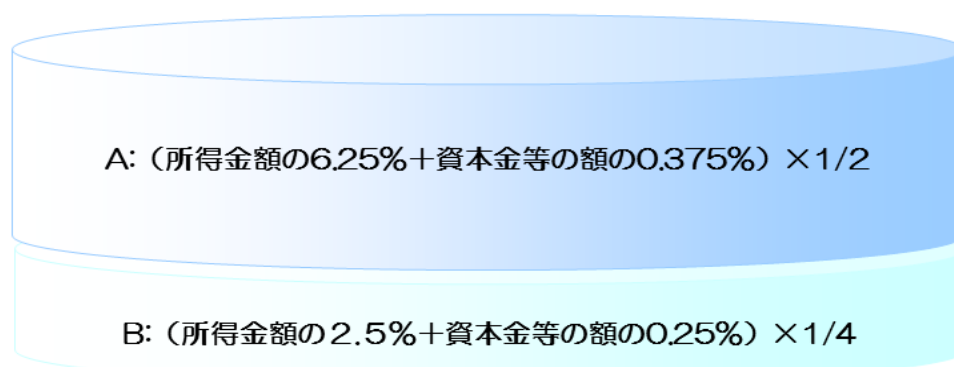
[根拠条文：租税特別措置法第40条]

② 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

★法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



{ A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

[根拠条文：法人税法第37条]